

# 緊急事態条項の 危険性について

\ 1枚ものチラシもあります /

資料ダウンロードはこちら

<https://kinkyujitai.com>



# 憲法改正案の一つ「緊急事態条項」とは何か

## ／ 内容 ／

戦争などの緊急事態において国会や裁判所をおさず内閣単独で法律を制定できるようにする

## ／ 危険性 ／

様々な「緊急」の名の元に国民にあらゆることを強制できるようになるため  
基本的人権が脅かされる

基本的人権が脅かされる具体的な状況 - 1

## 預金封鎖と財産の没収



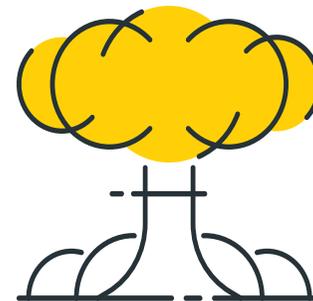
／ 起こりうるシーン ／

「日本は財政赤字で破綻」  
の名目で、対応策として  
全国民の預金を強制封鎖した  
上で、財産を没収する



基本的人権が脅かされる具体的な状況 - 2

## 兵役の義務・強制

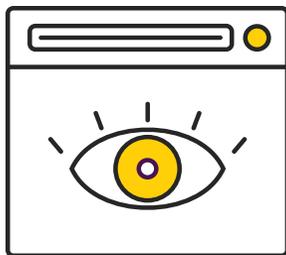


/ 起こりうるシーン /

ロシアが北方領土や  
北海道に侵攻してきたとして  
日本国内の成人男性を  
徴兵し、戦場に送り込む

基本的人権が脅かされる具体的な状況 - 3

## 通信の秘密が消失



／ 起こりうるシーン ／

日本でテロの危険性がある  
として、国民全員の通信を  
長期間すべて傍受・監視する  
通信の秘密が消失



## 知る権利の剥奪



／ 起こりうるシーン ／

緊急時にSNSが封鎖されたり  
マスコミの情報が政府の都合  
で厳しく限定され、国民が  
正しい情報を得られなくなる

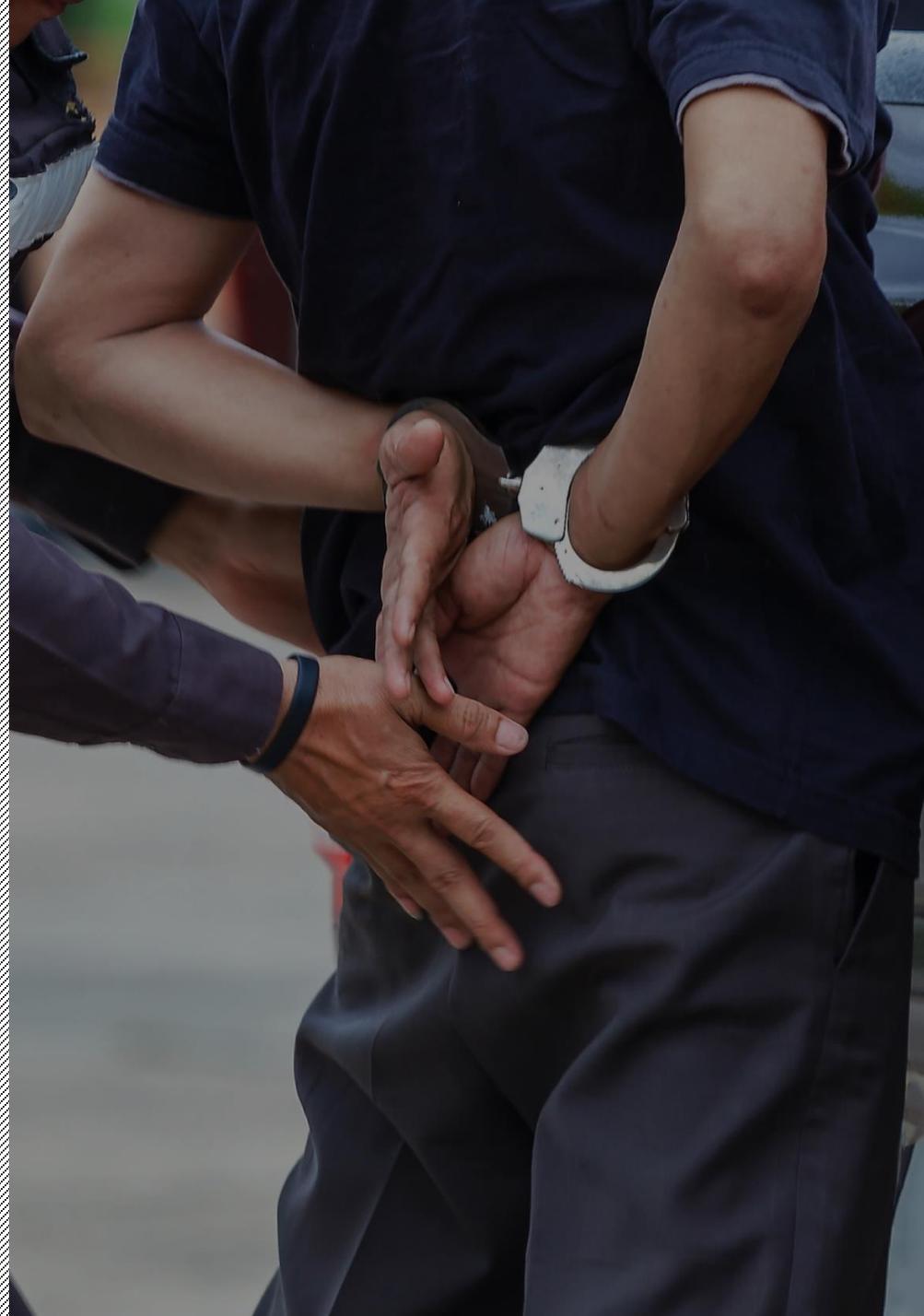
基本的人権が脅かされる具体的な状況 - 5

## 言論の自由を封殺



／ 起こりうるシーン ／

緊急時に政府の政策に対して  
SNSで反対意見を発信すると  
内乱罪として逮捕される等  
言論の自由が認められない



基本的人権が脅かされる具体的な状況 - 6

## ワクチン接種の強制

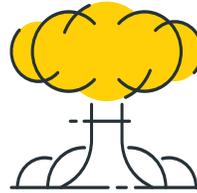


／ 起こりうるシーン ／  
疫病のまん延を防止する  
という名目のもと  
国民全員にワクチンの接種  
を何度も強制する

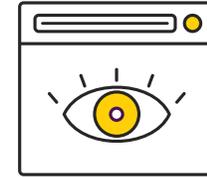
## 預金封鎖と財産の没収



## 兵役の義務・強制



## 通信の秘密が消失



## 知る権利の剥奪



## 言論の自由を封殺



## ワクチン接種の強制



ここにあげたのは、ほんの一部

**「緊急」の名の元に強制され、生殺与奪の権が握られます**  
**多くの専門家が「the end」と言う理由がそこにあります**

# 法の専門家が「危険」として声をあげる

---

## ／ 弁護士 ／

**升永 英俊**

Hidetoshi Masunaga

TMI総合法律事務所（日本5大法律事務所）・パートナー弁護士。  
青色発光ダイオード訴訟で有名

**永井 幸寿**

Koju Nagai

日本弁護士連合会災害復興支援委員会委員。災害法務に強く、緊急事態条項関連の書籍を中心に著書多数

**伊藤 真**

Makoto Ito

法学館憲法研究所の所長。日本国憲法の理念を一般にわかりやすく説明する活動を行う。著書多数

## ／ 憲法学者 ／

**長谷部 恭男**

Yasuo Hasebe

早稲田大学大学院法務研究科教授、  
東京大学名誉教授、日本公法学会理事  
長。国際憲法学会（IACL）副会長

**石川 健治**

Kenji Ishikawa

東京大学教授。著書に「自由と特権  
の距離（増補版）」、編著に「学問/  
政治/憲法 連環と緊張」など

**水島 朝穂**

Asaho Mizushima

早稲田大学法学部教授。著書に「現  
代軍事法制の研究」『世界の「有事  
法制」を診る』など多数

# 日弁連を中心とした弁護士連合会の「反対」の声

---



当連合会は、2017年2月17日に「日本国憲法に緊急事態条項（国家緊急権）を創設することに反対する意見書」を公表しており、また、2015年から2017年にかけて、全国の34の弁護士会及び弁護士連合会が、災害を理由とすることも含めて日本国憲法に緊急事態条項（国家緊急権）を創設することに反対する意見書や会長声明を発出している。

**法の専門家が団結して「危険」と声を上げる大変危険な状況**

---

# 緊急事態条項は自民党4つの改憲案の1つで本丸

1

自衛隊の明記

2

他の項目に騙されてはいけません

緊急事態条項の追加

権力最大化のためここが本丸

3

参議院の合区解消

4

教育環境の充実

# 憲法はあらゆる法律の最上位にあるもの

憲法

憲法

憲法はあらゆる法律の最上位に位置する力を持つここに緊急事態条項を追加しようとしている

法律

労基法 行政法

民法 刑法 商法

etc

# 法律は国民が守り、憲法は権力者が守るもの

---

法律



国民が守るもの

社会が安全かつスムーズ  
に動くために「国民」  
が守るものが法律

憲法



内閣・国会議員など

権力者が守るもの

---

国を運営する権限を国民から  
託されている「権力者」  
を抑止するのが憲法

# 憲法に緊急事態条項が追加されることの意味

／ 現在 ／

憲法にある基本的人権  
からこの状況は違憲である



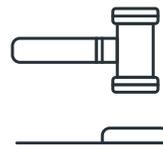
最高裁判所の判事

法律の最上位である憲法の  
基本的人権はどんなこと  
があっても守られる

緊急事態条項が

／ 追加されたら ／

憲法にある緊急事態条項に  
よるため違憲にできない

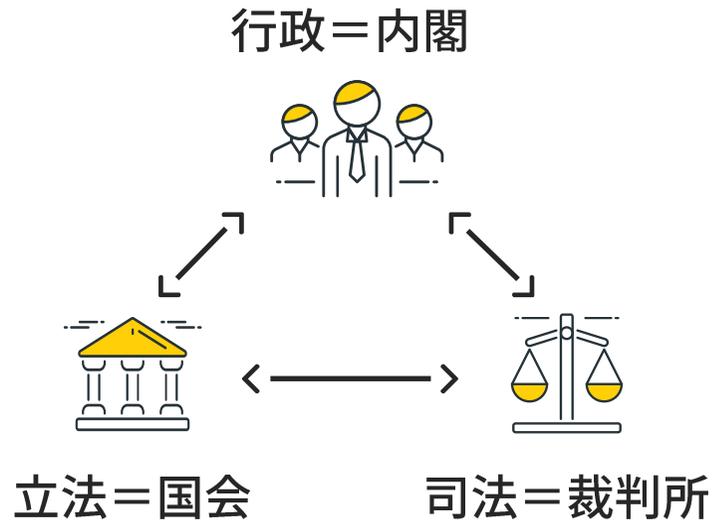


最高裁判所の判事

法律の最上位である憲法に  
緊急事態条項も存在するため  
基本的人権が守られない

# 緊急事態条項は内閣の独裁が可能となる

## 通常の場合



三権分立のもと権力を分散  
チェックさせて法律を制定  
(基本的人権が守られる)

## 緊急事態条項の発動



緊急の名の元、内閣の独裁  
によって、法律を制定できる  
(基本的人権が守られない)

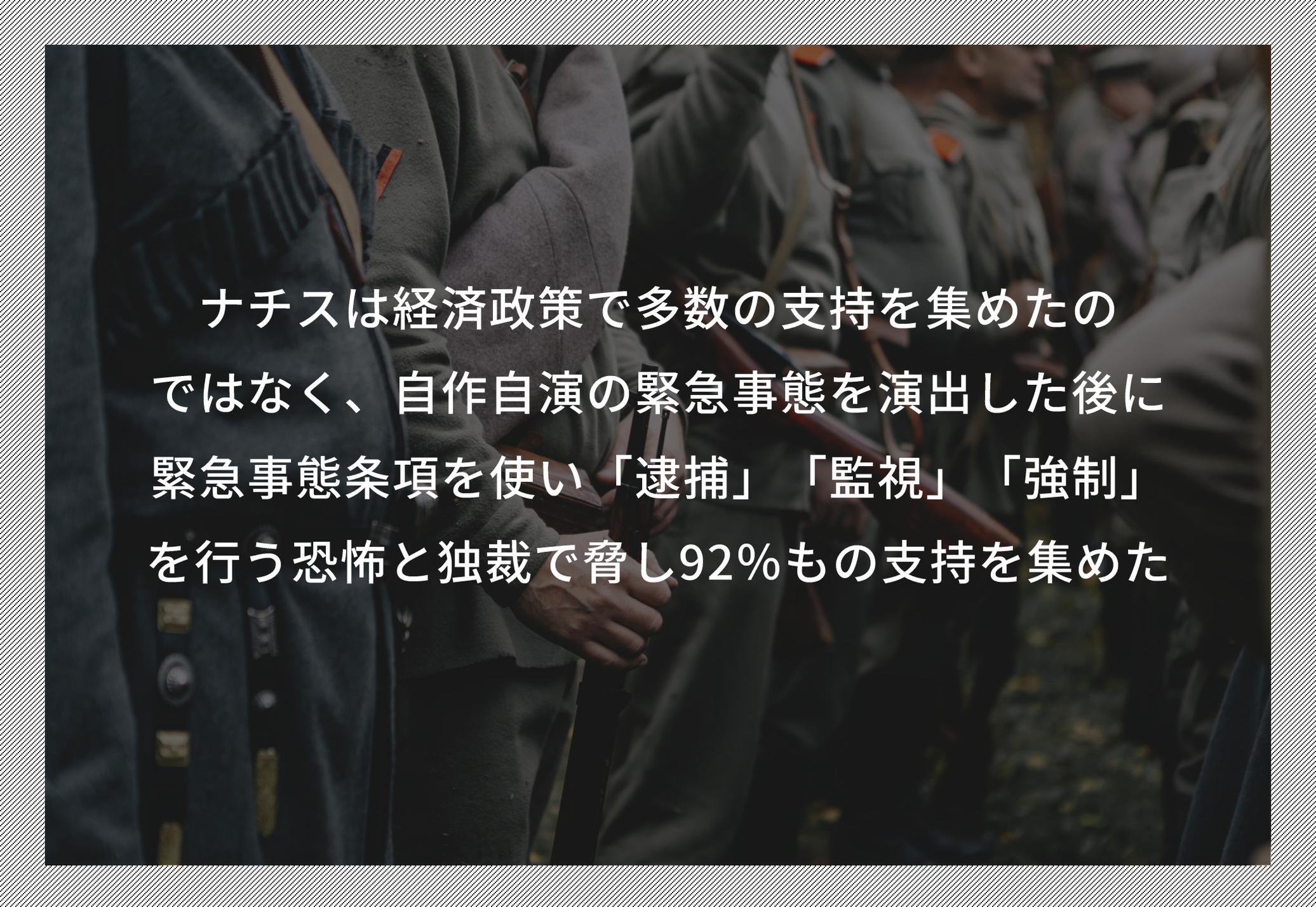


**憲法は、すべての法律の最も上位にあり  
権力者を抑止するためにあるものです。  
もし憲法に緊急事態条項が追加されれば  
基本的人権を無視した独裁が可能となる  
ため、専門家は強い反発を示しています**



# ナチスは緊急事態条項により独裁を手に入れた

1932	11/6	ナチス支持率 33.1%	総選挙（この時点で67%は反対。ナチスは第一党だが多数ではない）
1933	1/30		ナチス・ヒトラー内閣成立
	2/28		ヒトラー内閣は（後にナチスの自作自演とされる）国会議事堂放火事件の後、大統領をとおして「緊急事態条項」を発令。 国家反逆の疑いでプロイセン州だけで5,000人を逮捕。言論の自由、報道の自由、通信の秘密など人権停止
	3/5	ナチス支持率 43.9%	総選挙（逮捕や人権停止による恐怖により、支持率が一気に上昇）
	3/23		緊急事態条項を使った恐怖政治を背景に、ナチスに全権力を集中させる「全権委任法」を強引に成立
	7/14		ナチス以外の政党の存続、新設を禁止
	11/12	ナチス支持率 92.2%	総選挙（完全独裁体制の恐怖により支持率が92%に）



ナチスは経済政策で多数の支持を集めたのではなく、自作自演の緊急事態を演出した後に緊急事態条項を使い「逮捕」「監視」「強制」を行う恐怖と独裁で脅し92%もの支持を集めた

# 麻生太郎氏の「ナチスに学べ」発言

---

憲法は、ある日気づいたら、ワイマール憲法が変わって、ナチス憲法に変わっていたんですよ。だれも気づかないで変わった。あの手口学んだらどうかね。

@都内の公開講演・2013/7/29

**麻生氏は発言撤回をしたが、ナチスが緊急事態条項を使い独裁を築いた手法を知っており、肯定していることは明らか**

# トルコの緊急事態条項による政府職員の拘束



2016年7月のクーデター未遂を背景に、エルドアン大統領は緊急事態条項（非常事態宣言）を発令。

約2年間、解除されることがなかった。

50,000人以上の政府職員が拘束された

- 15,200人の教育省の職員解雇
- 21,000人の教員免許剥奪
- 1,577人の大学教授の退任
- 8,000人の警察職員の罷免
- 1,500人の財務省の職員解雇
- 257人の官邸職員を解雇

# カナダの緊急事態条項による国民の銀行口座凍結

2022年2月、カナダのトルドー首相がワクチン接種義務に反対するデモへの取り締まりを強化するため緊急事態条項（緊急事態法）を発動すると発表。同法の発動は1988年の制定以来初めてとなる。

- 今回のデモはトラック運転手らのデモ
- 金融機関がデモに関わった個人や法人の銀行口座を裁判所の命令なしに凍結したり、自動車保険を停止可能とする



# 基本的人権を不要とする自民党の元法務大臣の発言

---

憲法草案が発表されました。私はあれをうけて、正直に不満があります。一番最初にどう言っているかということ「国民主権」「基本的人権」「平和主義」これは堅持すると言っているんですよ。この3つを無くさなければですね、本当の自主憲法にはならないんですよ。（場内盛大な拍手）たとえば、人権がどうだとか言われたりすると、平和がどうだとか言われたりすると、怖気づくじゃないですか。

@ 創生日本の集会・2012年

ながせ じんえん  
長勢甚遠 ※自民党・第1次安倍内閣・第77代/法務大臣

**この発言に賛成・拍手を送る党に緊急事態条項による生殺与奪の件を与えることは大変危険である**としか言いようがない

# 今回の改憲案だけでなく、食もその他にも悲惨な状況

添加物の認可  
世界1位

食料自給率  
わずか38%

農薬使用量  
世界3位

遺伝子組換え  
承認世界1位

種子法廃止で  
米を守らない

種苗法改定で  
種とりを禁止

水道民営化で  
外資に売る

ゲノム編集の  
表示なし

**日本の食の安全や保障さえ守ることのできない政治家に  
緊急事態条項をとおした独裁・権力を与えられるわけがない**



**なぜ、食のことさえ政治家は守れないのか？**



# 自民党に指示を出すのが統一教会=CIAだから

---

自民党



統一教会

(国際勝共連合 = 統一協会の政治団体)



韓国のCIA (KCIA)



CIA = アメリカ = 国際金融資本家

マスコミが報道するのは  
統一教会の宗教問題ばかり

本当は統一協会の裏に  
CIAがいることを言及すべき  
なのに、報道されない

# 統一教会の宗教は表面。裏面はCIAの政治工作団体

## フレイザー報告書により統一教会とCIAの関係が発覚

フレイザー報告書とは1976年から1978年に開かれたアメリカ下院の委員会で  
コリアゲート事件（韓国政府によるアメリカへの政治工作事件）の実態を調査し、まとめたもの



クーデター直後、金鍾泌は KCIA を設立し、新政権の政治基盤づくりを監督した。1963年2月の CIA の未評価報告書には、金鍾泌は KCIA 長官時代に統一教会を「組織」し、統一教会を「政治的ツールとして」使用していたと記されている。



キム・ジョンピル

**金鍾泌はKCIA長官時代に統一教会を「組織」し、統一教会を「政治的ツールとして」使用していたと記されている。**

フレイザー報告書の原文は以下

<https://books.google.co.jp/books?id=bvTbhPgya0EC>

フレイザー報告書の和訳版より

<https://note.com/booskanoriri/n/n6ad60b1f7769>

**統一協会が単なる宗教団体でなくCIA政治工作団体である証拠**

# 岸信介元首相の首相公邸に統一教会本部を設置

岸信介元首相@首相公邸



統一協会本部 (1964.11.1-1967.12.20)



何十年も前から、自民党と統一協会=CIAの関係は明らか

# 統一教会＝CIAと自民党の関係はあまりにも深い

## 統一教会の晩餐会における福田赳夫元首相のスピーチ

アジアに偉大なる指導者現る。その名は文鮮明である。私はこのことを伺いまして久しいのでありますが、今日は待ちに待った文鮮明先生と席を同じくし、かつただいまは、文先生のご高邁なご教示にあずかりまして、本当に今日はいいい晩だなど、気が晴れ晴れしたような感じがいたすのであります。

1974年5月7日@東京・帝国ホテル



自民党  
福田赳夫 元首相  
※当時は大蔵大臣

**1974年5月に行われた希望の日晩餐会は岸信介元首相が実行  
委員長、福田赳夫元首相が統一教会の創立者・文鮮明を絶賛**

# 統一教会の関連団体UPFに元首相らが祝電

## UPFの大会に安倍元首相、中曽根元首相らが祝電

自民党  
安倍晋三 元首相  
※当時は内閣官房長官



— 祝電 — >



自民党  
中曽根康弘 元首相  
※当時は政界引退



— 祝電 — >

UPFが日本で開催した  
「祖国郷土還元日本大会」  
2006年5月13日@マリンメッセ福岡

※UPF=天宙平和連合  
創設者は統一教会の教祖の文鮮明と妻の韓鶴子

**現在になっても、自民党と統一教会=CIAとの関係が続く証拠**

# CIAが自民党に資金提供したことも発覚

## アメリカ国務省の外交資料検索サイトに明記



OFFICE OF THE  
HISTORIAN

Search.

Home Historical Documents Department History Guide to Countries More

Home > Historical Documents > Foreign Relations of the United States, 1964–1968, Volume XXIX, Pa

FOREIGN RELATIONS OF THE UNITED STATES, 1964–1968, VOLUME XXIX, PART 2, JAPAN

### 1. Editorial Note

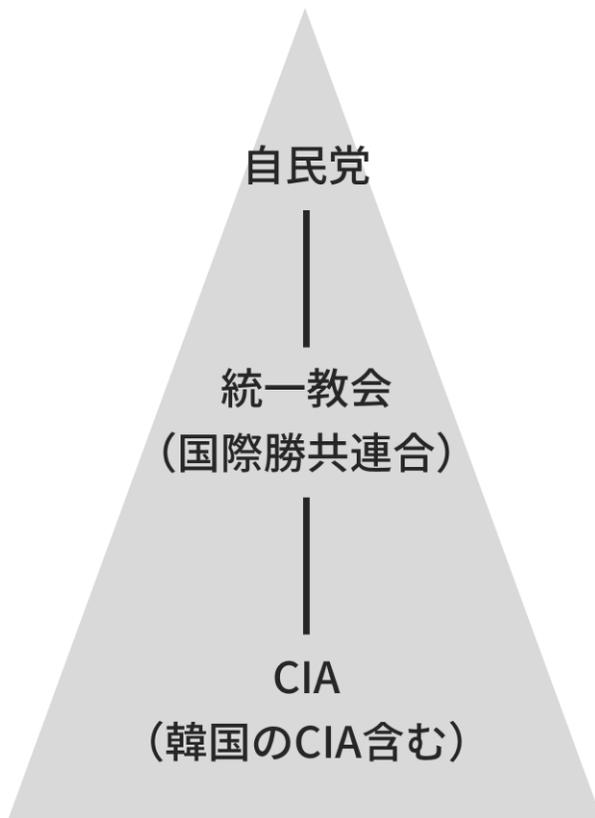
In the 1958–1968 decade, the U.S. Government approved four covert programs to try to influence the direction of Japanese political life. Concerned that potential electoral success by leftist political forces would strengthen Japanese neutralism and eventually pave the way for a leftist government in Japan, the Eisenhower administration authorized the Central Intelligence Agency before the May 1958 elections for the Japanese House of Representatives to provide a few key pro-American and conservative politicians with covert limited financial support and electoral advice. The recipient Japanese candidates were told only that they were getting support from American businessmen. This program of modest financial support to key politicians continued during subsequent electoral campaigns into the 1960s.

Another U.S. covert action in Japan sought to reduce the chances that extreme left-wing politicians would be elected. During 1959, the Eisenhower administration authorized the CIA to institute a covert program to try to split off the moderate wing of the leftist opposition in the hope that a more pro-American and “responsible” opposition party would emerge. This program’s financial support was limited—\$75,000 for 1960—and it continued basically at that level through

1959年、アイゼンハワー政権は、より親米的な保守党を実現するため、左翼と分裂させようとする秘密工作をCIAに許可した。  
このプログラムの資金援助は...

# 自民党＝統一教会＝CIA。自民党は指示をされている

---



自民党だけでなく裏にいる統一教会＝CIAから指示が出ている  
これを理解せず、この国が悲惨な現状である真因は見えない

# 統一教会＝CIAは緊急事態条項を憲法に追加したい

---

## 統一教会の政治団体（国際勝共連合）が強調

「緊急事態条項は世界の常識」  
として緊急事態条項は国家の  
責任として強調している

社会の変化に対応するための  
憲法改正として緊急事態条項の  
新設を最上位にあげている

同団体発行の「世界思想」で強調

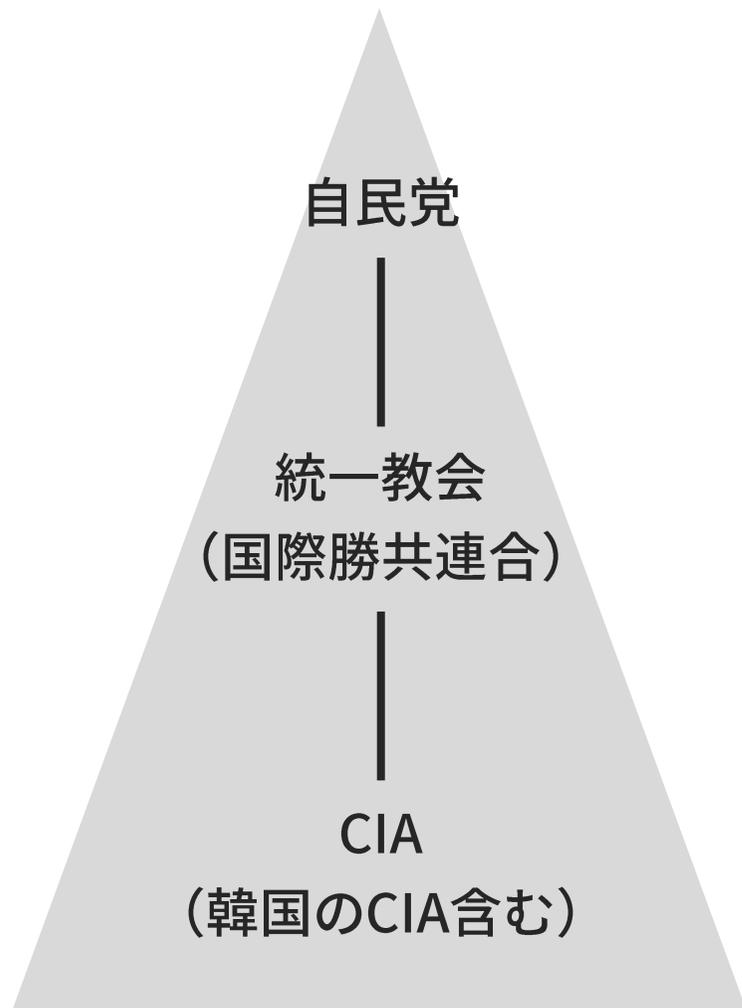
<https://www.ifvoc.org/news/sekaishiso202105/>

同団体の動画配信サイトで強調

<https://www.ifvoc-rashinban.net/opinion/constitution/>

※13:25~

# つまり自民党＝統一教会＝CIAが緊急事態条項を望む



日本国民を強制的に  
コントロールできる生殺与奪  
の権を手にする緊急事態条項  
を憲法に明記したい

改憲されてからでは対抗策  
がないため、終わりです。  
なので、緊急事態条項だけは  
絶対に止めないといけません

なぜ？

日本は食の安全さえ守れないのか。自民党に指示を出す統一教会=CIAがいるから。

同時に

自民党が推進する緊急事態条項は統一教会=CIAの思惑でもあることがわかります。

そして

緊急事態条項が憲法にあれば、緊急の名の元に、日本国民の生殺与奪の権を握られる。

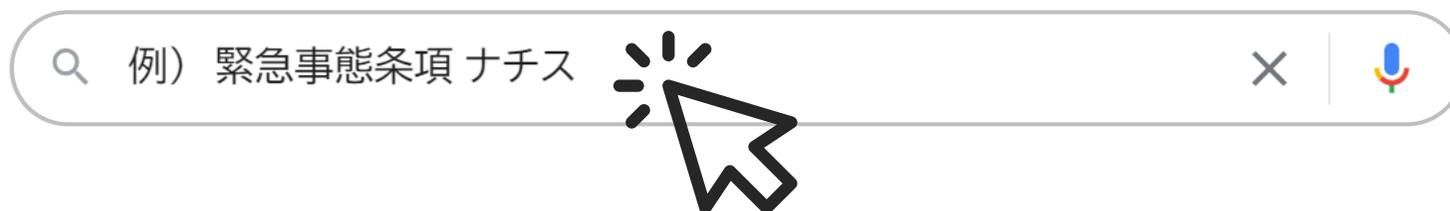
だから

絶対に緊急事態条項だけは、政治信条関係なく、国民が反対しないといけないのです。

# 信じられない人は検索をしてください

---

この資料で出たキーワードを検索にかけてください



**スライド内でもエビデンスを示していますし、検索でも確認  
できることです。疑いのある人は検索して確かめてください**

# よくある反論 - 1

**Q** 憲法に緊急事態条項があるのは世界では常識では？

**A** アメリカにはありませんし、憲法に明記されていても厳しい制限があり、自民党の改憲案と全く違います。各国で厳しく制限されている実態があるにもかかわらず「常識」と言うのは詭弁に過ぎません。

憲法学で主に比較される各国の状況

国	アメリカ	フランス	ドイツ
憲法明記	無し	有り	有り
備考	マーシャル・ローで国家緊急権は認められているが、司法審査もあり、戦場に限定	憲法の緊急権は限定的。法律で基本的に対応。発動条件が厳格に定められ、乱発を防ぐ	ナチスの反省から、発動条件の制限が緊急事態の内容に応じて、厳格に定められている

**自民党の改憲案のような、どうにでも解釈できる規制の緩い緊急事態条項は各国になく、「世界の常識」は詭弁にすぎないことは明白**

## よくある反論 - 2

**Q** 災害やテロなどの緊急時に必要と聞きますが？

**A** 災害やテロにおいては、現行法で対応することができるため、これ以上の権限強化は全く必要なく、むしろ、弊害となります。

災害 災害対策基本法などで対応可能。法律の範囲内で、国家の権限が定められている。緊急時に国家に権力が集中することで、地方自治体の権限が弱くなり、現場の柔軟な対応ができなくなるため、弊害にすらなると言われる。

テロ テロ対策基本法とも呼べる法律がすでに2種あり、詳細に国家権力の範囲が定められている。また、テロは緊急事態条項の適用対象とする「平常時の統治機構で対処できない」状況などではなく、緊急事態条項の対象外であり、議論に上がることすらおかしいと言われる。

その他 ①事前に準備し「法律」で定めることが必要かつ効果的であり、  
②緊急時は臨時国会を開く、①と②で十分に対応可能。

すでに現行法で対応できるうえ、弊害にさえなると言われる。

緊急事態条項で国民の生殺与奪の権まで握る必要は、全くない

## よくある反論 - 3

**Q** 2012年の改憲案を取り下げ、2018年改憲案は改善されたのでは？

**A** 緊急事態条項は残っており、さらに、その内容は簡素化された分、解釈の仕方が広がり危険なものとなっています。本質的に、基本的人権を制限できることには変わらない、危険な条項です。

2012	2018	解釈
緊急事態が100日を超える場合は国会の承認が必要	条文から消える	緊急事態が無期限に延長されると解釈ができる
緊急事態とするには宣言が必要	条文から消える	宣言なく緊急事態にできると解釈ができる

解釈が広がる分、より権力者によるところが大きくなるが、自民党

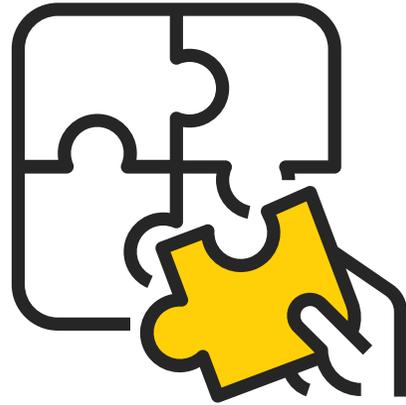
＝統一教会＝CIAが権力を握る状況において、到底許容できない

**そもそも国民の生殺与奪の権を天秤にかける  
のでどんなメリットも比較にすらならない議論**



# 緊急事態条項は権力者が手にしたいラストピース

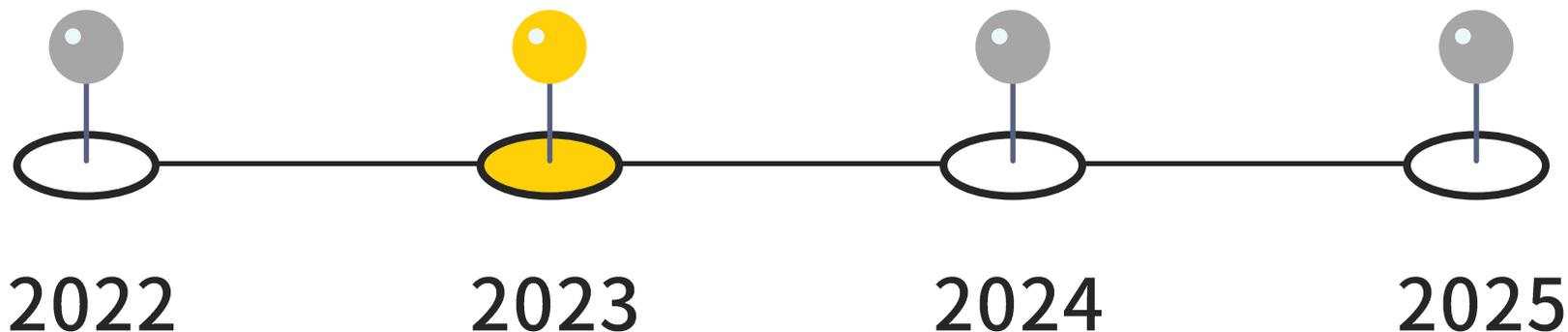
---



憲法に追加されると対抗策がなく国民が抵抗できない状態をつくれるため、権力者が最も手にしたい権限＝ラストピース

# 今後の緊急事態条項に関する動き（予想）

————— 選挙のない3年間で改憲を狙うと予想されている —————



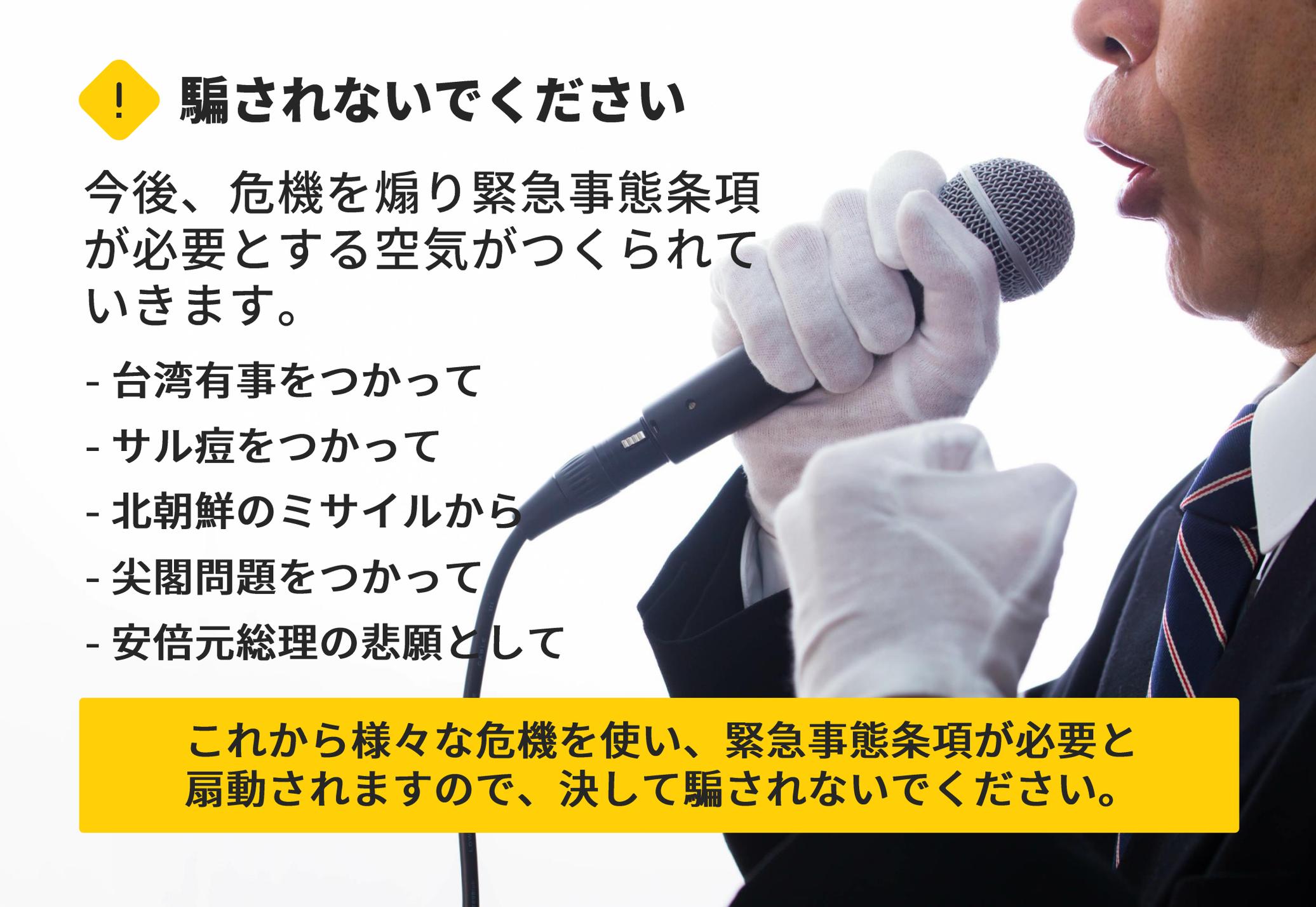
中間地点である2023年の  
夏以降で議員立法の予想



議員立法を通過すると  
最短60日後に国民投票



投票総数の2分の1以上を  
反対にする必要がある

A close-up, profile view of a man in a dark suit, white shirt, and striped tie. He is wearing white gloves and holding a black microphone to his mouth, appearing to be speaking. The background is plain white.

## ！ 騙されないでください

今後、危機を煽り緊急事態条項が必要とする空気がつくられていきます。

- 台湾有事をつかって
- サル痘をつかって
- 北朝鮮のミサイルから
- 尖閣問題をつかって
- 安倍元総理の悲願として

これから様々な危機を使い、緊急事態条項が必要と扇動されますので、決して騙されないでください。

# あなたや、あなたの大切な人を守るために

保守、リベラル、無党派、信条に関係はありません  
専門家も警鐘を鳴らしているとおり、改憲されてからでは  
遅く、緊急事態条項を止めなければ、終わりです

## action 1

### 拡散のお願い

このスライドは著作権  
フリーです。加工も可能で  
許可なく自由に使えます  
拡散をお願いします

## action 2

### 反対のお願い

国民投票になった際は  
一人でも多くの方に  
「反対」票を入れていた  
だくようお願いします

# 参考：2012年の自民党改憲案（緊急事態条項）

---

## 第98条(緊急事態の宣言)

- 1 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。
- 2 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。
- 3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があったとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又は事態の推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。また、百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、百日を超えるごとに、事前に国会の承認を得なければならない。
- 4 第二項及び前項後段の国会の承認については、第六十条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日以内」とあるのは、「五日以内」と読み替えるものとする。

## 第99条(緊急事態の宣言の効果)

- 1 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。
- 2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。
- 3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。
- 4 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。

# 参考：2018年の自民党改憲案（緊急事態条項）

---

## 第73条の2

1 大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待ついとまがないと認める特別の事情があるときは、内閣は、法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。

2 内閣は、前項の政令を制定したときは、法律で定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない。

## 第64条の2

大地震その他の異常かつ大規模な災害により、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の適正な実施が困難であると認めるときは、国会は、法律で定めるところにより、各議院の出席議員の3分の2以上の多数で、その任期の特例を定めることができる。

# 参考文献（一部） ※ネット記事やSNSは割愛。書籍のみ一部をご紹介します



ナチスの「手口」と緊急事態条項
集英社
長谷部 恭男 石田 勇治



憲法に緊急事態条項は必要か
岩波ブックレット
永井 幸寿



よくわかる緊急事態条項Q&A
明石書店
永井 幸寿



改憲論議の作法と緊急事態条項
日本機関紙出版センター
村田 尚紀



緊急事態条項の何が問題か
岩波書店
関西学院大学災害復興制度研究所



広告が憲法を殺す日
集英社
本間 龍 南部 義典



無思考国家
白馬社
秋嶋 亮



「憲法改正」の真実
集英社
樋口 陽一 小林 節

\ 1枚ものチラシもあります /

資料は以下のサイトでダウンロード可能

<https://kinkyujitai.com>



著作権フリー / 加工も可能 / 自由に使ってください